

第 38 回理事会議案書等

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

第 38 回理事会

【議 案】

- | | |
|---------|-----------------------|
| 第 1 号議案 | 旅費規程の一部改正について |
| 第 2 号議案 | 特定費用準備資金取扱規程の一部改正について |
| 第 3 号議案 | 利益相反取引の承認について |
| 第 4 号議案 | 評議員会の開催について |

【報告事項】

- | | |
|------|---------------|
| 報告事項 | 利益相反取引の報告について |
|------|---------------|

議案

第1号議案 旅費規程の一部改正について

旅費規程の一部を以下のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) <省略></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(3) 外国旅行</u> 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p><u>(4) 出張 職員等がこの法人の職務のため</u>旅行することをいう。</p> <p><u>(5) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) <省略></p> <p><u>(3) 県内旅行 内国旅行のうち、全経路が県内の地域にある旅行その他これに相当する旅行をいう。</u></p> <p><u>(4) 県外旅行 内国旅行のうち、県内旅行以外の旅行をいう。</u></p> <p><u>(5) 外国旅行</u> 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p><u>(6) 出張 職員が職務のため一時その在勤場所を離れて旅行し、又は職員以外の者がこの法人の職務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

及び次号において同じ。)、子
(配偶者の子を含む。)、父
母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
で職員と生計を一にするも
のをいう。

(6) <省略>

(7) 旅行役務提供者 旅行
業者(旅行業法(昭和二十七
年法律第二百三十九号)第六
条の四第一項に規定する旅
行業者をいう。)その他の別
に定める者(以下この号にお
いて、「旅行業者等」という。)
であって、この法人と旅行役
務提供契約(旅行業者等がこ
の法人に対して旅行に係る
役務その他の別に定めるも
のを旅行者に提供すること
に約し、かつ、この法人が当
該旅行業者等に対して当該
旅行に係る旅費に相当する
金額を支払うことを約する
契約をいう。次条第7項にお
いて同じ。)を締結したもの
をいう。

(旅費の支給)

第3条

1・2 <省略>

5 第1項、第2項及び前項の規
定により旅費の支給を受ける
ことができる者が、次条第3項

(7) <省略>

(新設)

(旅費の支給)

第3条

1・2 <省略>

5 第1項、第2項及び前項の規
定により旅費の支給を受ける
ことができる者が、その出発前

の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受けた場合、死亡した場合その他別に定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他会長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、この法人が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとし

に旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他会長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費の範囲内で別で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項の規定にかかわらず、この法人は、出張に係る旅費の一部を直接交通機関、宿泊施設又は旅行代理店等に対し、支払うことができる。この場合、当該出張に係る旅費のうち旅行代理店等へ支払った金額を差し引いた残額を職員等へ支給する。

て支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条

1・2<省略>

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、当該旅行に関し必要な事項が記載された旅行命令書又は旅行依頼書(以下この項において「旅行命令書等」という。)を当該旅行者に掲示して行わなければならない。ただし、これを掲示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。この場合において、旅行命令権者は、速やかに、旅行命令書等を当該旅行者に掲示しなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、職務の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた

(旅行命令等)

第4条

1・2<省略>

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認める場合には、自ら又は旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(新設)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、職務の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅

旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。

2・3 <省略>

(削る)

旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。

2・3 <省略>

(旅費の種類)

第6条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空

<p><u>(旅費の計算)</u></p> <p><u>第6条 旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p> <p><u>2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</u></p> <p><u>10 死亡手当は、職員が外国旅行中に死亡した場合、定額により支給する。</u></p> <p><u>11 外国旅行のうち、別表第2に従い日当、宿泊料及び食卓料を定額で支給することが適当ではないと会長により認められた旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。</u></p> <p><u>(旅行日数)</u></p> <p><u>第7条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。</u></p> <p><u>(同一地域に長期間滞在する場合の日当及び宿泊費の減額)</u></p> <p><u>第8条 旅行者が同一地域に滞</u></p>
--	--

第7条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費を支給することができる。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支

在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算した滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の1/10に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の2/10に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第8条の2 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類

払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費又は金額の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第2章 旅費の種目及び内容 (旅費の種目)

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費、家族移転費用及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法(昭和61年法律第92号)

を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、5日以内に、当該旅行について前項の規定により旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、15日以内に当該過払金を返納させなければならない。

第2章 内国旅行の旅費 (新設)

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条に

第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他別に定めるものをいう。次項及び第 13 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 旅客運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（会長等（国際競技連盟等の役職者等を含む。）に随行する職員等に限る。）

2 前項第 1 号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、別に定める等級の旅客運賃の額とする。

において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前 2 号のほか、座席指定料金

2 前項第 2 号に規定する急行料金及び同項第 3 号に規定する座席指定料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。ただし、県内旅行については次の各号の規定によらず、支給しない。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 80 キロメートル以上のもの

<p><u>3 第 1 項第 2 号に掲げる急行料金、同項第 4 号に掲げる座席指定料金及び同項第 5 号に掲げる特別車両料金は、別に定める旅行については支給しない。</u></p> <p><u>4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別に定める旅行については、定額で支給する。</u></p> <p>(船賃)</p> <p><u>第 11 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他別に定めるものをいう。次項及び第 13 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。次項において同じ。）</u></p> <p><u>(2) 寝台料金</u></p> <p><u>(3) 座席指定料金</u></p>	<p><u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(船賃)</p> <p><u>第 11 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行の場合は、中級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合</u></p>
--	--

<p>2 <u>前項第 1 号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、別に定める等級の旅客運賃の額とする。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第 12 条 <u>航空賃は、航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他別に定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号に掲げる費用</u></p>	<p><u>合は、下級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第 12 条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃（以下この条においては「運賃」という。）による。ただし、運賃を 2 以上に区分する航空機による旅行の場合は、そのうち最下級の運賃による。</u></p>
---	--

は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 旅客運賃
- (2) 座席指定料金

2 前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、別に定める等級の旅客運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 陸路（鉄道を除く。）による旅行に要する費用で次の各号に掲げる区分（次号において「車賃」という。）に応じ、当該各号に定める額の合計額

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する旅客運賃又は料金 当該旅客運賃又は

(新設)

(車賃)

第13条 車賃の額は、実費額による。

2 旅行命令権者の承認を受けて、自家用自動車を使用して旅行する場合には、車賃の額は、前項の規定にかかわらず、次に規定する額による。

- (1) 1キロメートルにつき25円

(2) 職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により別に道路又は駐車場の料金を必要とした場合には、前号に規定する額のほか、現に支払った道路又は駐車場の料金の額

3 路程に1キロメートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

料金の額

イ 旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の当該旅行に要する費用 1キロメートルにつき自動車の燃料の価格その他の事情を勘案して別に定める額

ウ 道路又は駐車場の料金（職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により道路又は駐車場の料金を必要とした場合に限る。）

当該料金の額

エ アからウまでに掲げる費用を除く移動に直接要する費用として別に定めるもの当該費用の額

(2) 車賃を除く移動に直接要する費用として規則で定めるものの額

(削る)

(宿泊費)

第 14 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号。以下「令」という。）に定める国家公務員の宿泊費の

(日 当)

第 13 条の 2 日当の額は、別表第 1 の定額とする。

(宿泊料)

第 14 条 宿泊料の額は、別表第 1 の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して

<p><u>額を勘案して別に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として別に定める場合は、当該宿泊に要する額とする。</u></p>	<p><u>宿泊した場合に限り、支給する。</u></p>
<p><u>（削る）</u></p>	<p><u>（食卓料）</u></p>
<p><u>（削る）</u></p>	<p><u>第 15 条 食卓料の額は、別表第 1 の定額による。</u> <u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u></p>
<p><u>（削る）</u></p>	<p><u>（在勤地内等旅行の旅費）</u></p>
<p><u>（削る）</u></p>	<p><u>第 16 条 会長は在勤地市町村（東京都にあっては区の存する区域）内又はその附近地の出張については定額の範囲内においてその旅費額を定めることができる。</u></p>
<p><u>（削る）</u></p>	<p><u>第 16 条の 2 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃は、これを支給しない。</u></p>
<p><u>（削る）</u></p>	<p><u>（退職者等の旅費）</u> <u>第 17 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職を知った場所から旧在勤地</u></p>

第 17 条 旅行雑費は、旅行に要する雑費とし、その額は、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号、第 12 条第 1 項各号及び第 13 条第 1 号アからエまでに掲げる各費用並びに同条第 2 号に規定する費用に付随する費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他旅行に必要なものとして別に定める額の合計額とする。

(転居費)

第 18 条 転居費は、赴任（新たに採用された職員の赴任については、別に定める職に充てるため採用された職員のものに限る。次条第 1 項において同じ。）に伴う転居に要する費用（同項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態に勘案して別に定める額とする。

(家族移転費)

第 19 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者）に限る。以下この項

(新設)

(新設)

において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第4号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、令に定める国家公務員の死亡手当の額を勘案して別に定める額とする。

(新設)

(削る)

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第19条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

(削る)

(鉄道賃)

第20条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(4) 職務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</u></p> <p><u>2 前項の規定する鉄道賃は、鉄道 100 キロメートル以上の旅行の場合においてのみ支給することができる。</u></p> <p><u>(船 賃)</u></p> <p><u>第 21 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。</u></p> <p><u>(1) 運賃については、県条例第 29 条の例による。ただし、同条の「一般職員」は「職員」と読み替える。</u></p> <p><u>(2) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p><u>2 前項の規定する船賃は、水路 50 キロメートル以上の旅行の場合においてのみ支給することができる。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第 22 条 航空賃の額は、次に規</u></p>

	<p><u>定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を2階級以上に区分する航空路による旅行の場合は、最下級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u></p> <p>2 <u>前項第1号規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する航空機による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最下級の運賃による。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(車賃)</u></p> <p>第23条 <u>車賃の額は、実費額による。ただし、車賃は、陸路25キロメートル以上の旅行の場合においてのみ支給することができる。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(日当、宿泊料及び食卓料)</u></p> <p>第24条 <u>日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。</u></p> <p>2 <u>第20条第1項第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の7/10に相当する額による。</u></p>

<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>3 食卓料の額は、別表第2の定額による。</u></p> <p><u>4 宿泊料及び食卓料の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。</u></p> <p><u>(旅行雑費)</u></p> <p><u>第25条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(死亡手当)</u></p> <p><u>第26条 死亡手当の額は、一律550,000円とする。</u></p> <p><u>2 職員が出張のため外国旅行中に死亡により退職し、かつ、その死亡地が本邦である場合において第3条第2項第4号の規定により当該職員の遺族へ支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第18条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。</u></p> <p><u>3 第18条第2項の規定は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(旅行手当)</u></p>

<p>(削る)</p>	<p><u>第 27 条 第 6 条第 11 項の規定により旅行手当を支給する旅行は、別表第 2 の定額による旅費を支給することを適当でないと認めて会長が指定する旅行とし、旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、その都度旅行命令権者が会長に協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第 6 条各項に掲げる旅費の額についてこの規程で定める基準を超えることができない。</u></p> <p>(同一地域内旅行の旅費)</p> <p><u>第 28 条 外国の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u></p> <p>(1) <u>第 20 条第 2 項に該当する場合の鉄道賃、第 21 条第 2 項に該当する場合の船賃及び第 23 条ただし書きに該当する場合の車賃</u></p> <p>(2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅</u></p>
-------------	---

<p><u>(削る)</u></p> <p>第<u>3</u>章 雑 則 <u>(退職者等の旅費)</u></p> <p>第<u>21</u>条 第<u>3</u>条第<u>2</u>項第<u>1</u>号又 <u>は第<u>3</u>号の規定により支給す る旅費は、退職等の日の翌日か ら三月以内における当該退職 等に伴う旅行について、出張又 は赴任の例に準じて別に定め るものとする。</u></p> <p><u>2</u> 前項の場合において、退職等 となった職員が家族を移転す るときは、同項に規定する旅費 に、転居費のうち家族の転居に 要する費用及び家族移転費に</p>	<p><u>行について支給される日当 額の1/2に相当する額を超え る場合には、その超える部分 の金額に相当する額の鉄道 賃、船賃又は車賃</u></p> <p><u>2</u> 鉄道、水路又は陸路にわたる 旅行については、鉄道4キロメ ートル、水路2キロメートルを もってそれぞれ陸路1キロメ ートルとみなし、前項第1号の 規定を適用する。</p> <p><u>(退職者の旅費)</u></p> <p>第<u>29</u>条 第<u>3</u>条第<u>2</u>項第<u>3</u>号の 規定により支給する旅費は、退 職を知った場所から旧在勤地 までの移動に要する前職相当 の旅費とする。</p> <p>第<u>4</u>章 雑 則 <u>(新設)</u></p>
--	--

<p><u>相当する額を加えるものとする。</u></p>	
<p><u>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(遺族の旅費)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第22条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて別に定めるものとする。</u></p>	
<p><u>(証人等の旅費)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が会長に協議して定めるものとする。</u></p>	
<p><u>(外国在勤の職員等の旅費)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第24条 外国在勤の職員（赴任のために外国旅行をする職員を含む。）又はその遺族には、この規程の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める国家公務員等の例に準じて旅行命令権者が会長に協議して定める旅費を支給する。</u></p>	
<p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

第 25 条 鉄道賃(第 10 条第 4 項に掲げる鉄道賃を除く。)、船賃、航空賃及びその他の交通費(第 13 条第 1 号イに掲げる費用を除く。)(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号、第 12 条第 1 項各号並びに第 13 条第 1 号ア、ウ及びエに掲げる各費用並びに同条第 2 号に規定する費用について、当該各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、旅行雑費、転居費及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各費用について第 7 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条及び第 19 条第 1 項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第 26 条 旅行命令権者は、旅行者がこの法人以外の者から旅費の支給を受ける場合その他

(新設)

(旅費の調整)

第 30 条 旅行命令権者は、職員等が公共の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合そ

旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 <省略>

(旅費の返納)

第 27 条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程又はこの規程に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(改 廃)

第 28 条 <省略>

(委 任)

第 29 条 <省略>

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

の他当該旅行における特別の事情に困り又は当該旅行の性質上この規程の定めにより旅費を支給することにより不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 <省略>

(新設)

(改 廃)

第 31 条 <省略>

(委 任)

第 32 条 <省略>

(新設)

(削る)

別表第1 内国旅行の旅費(第12条の2、第13条、第14条関係)

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
会長等	1,700 円	16,500 円	3,300 円
上記以外の役員等	1,500 円	14,800 円	3,000 円

(削る)

別表第2 外国旅行の旅費(第21条関係)

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当(一日につき)			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
会長等	10,500 円	8,700 円	7,000 円	6,300 円
上記以外の役員等	8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円
宿泊料(一夜につき)				
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
32,200	26,800	21,500	19,300	

円	円	円	円
<u>25,700</u>	<u>21,500</u>	<u>17,200</u>	<u>15,500</u>
円	円	円	円

食卓料 (一夜につき)
<u>8,600</u> 円
<u>7,700</u> 円

備考

1 指定都市とは、別に定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として別に定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で別に定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として別に定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で別に定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙

	<u>地方につき定める定額とする。</u>
--	-----------------------

第2号議案 特定費用準備資金取扱規程の一部改正について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の改正（令和7年4月1日施行）に伴い、特定費用準備資金の名称及び取扱いが変更となることから、規程の名称を「公益充実資金取扱規程」に改正するとともに、規程の一部を以下のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）の<u>公益充実</u>資金の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>公益充実</u>資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第23条第1項第1号に定める<u>公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の所得若しくは改良</u>（以下「<u>公益充実活動等</u>」という。）に係る費用等の支出に充てるために保有する資金をいう。</p> <p>(<u>公益充実</u>資金の保有)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）の<u>特定費用準備</u>資金の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 <u>特定費用準備</u>資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第18条第1項本文に定める<u>将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る</u>支出に充てるために保有する資金をいう。</p> <p>(<u>特定費用準備</u>資金の保有)</p>

第3条 この法人は、公益充実資金を保有することができる。

(保有の承認)

第4条 この法人が、前条の公益充実資金を保有しようとするときには、会長は、公益充実活動等ごとに、公益充実活動等の内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額、積立限度額の算定根拠を理事会に提示し、承認を得るものとする。

(公益充実資金の区分等)

第5条 公益充実資金は、貸借対照表及び財産目録において、他の資金(削除)と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、公益充実活動等の支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、公益充実活動等以外の支出に充てるために公益充実資金の取り崩しを行う場合には、会長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計

第3条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(保有の承認)

第4条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときには、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称及び内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額、積立限度額の算定根拠を理事会に提示し、承認を得るものとする。

(特定費用準備資金の区分等)

第5条 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定費用準備資金を含む。)と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更につい

画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(公益充実資金の公表)

第6条 会長は、公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表するものとする。

- (1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
- (2) 当該事業年度の末日における積立限度額（公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。以下同じ。）及びその算定根拠
- (3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
- (4) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
- (5) 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

ても同様とする。

(特定費用準備資金の公表)

第6条 特定費用準備資金の公表については、資金の取り崩しに係る手続並びに積立限度額及びその算定根拠を記載した書類を、定款第2条に定める主たる事務所において備え置き、閲覧に供するものとする。

(新設)

(新設)

第3号議案 利益相反取引の承認について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第84条の規定に基づき、愛知・名古屋2026大会ボランティア採用イベントの会場利用に係る契約に関する協定（以下「協定」という。）に関する利益相反取引について承認する。

(1) 協定を締結する理由

競技会場内で活動する「大会ボランティア」（組織委員会所管）と会場最寄り駅等で活動する「都市ボランティア」（開催都市所管）については、開催都市（愛知県・名古屋市）と一体となって一括で募集・運営・管理を行っているところであるが、ボランティア応募者を選考する「採用イベント」を実施するにあたり、会場利用に係る費用を各負担割合に応じて支払う必要があるため。

(2) 協定の内容

区分	内容
締結日	2025年4月上旬～中旬
相手方	愛知県及び名古屋市
負担割合	組織委員会：10分の9 愛知県：15分の1 名古屋市：30分の1
参考資料	協定書案…資料1

(3) 当事者

氏名	当法人役職	協定相手先役職
大村 秀章	会長	愛知県知事
広沢 一郎	会長代行	名古屋市長

協 定 書

資料 1

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「甲」という。）、愛知県（以下「乙」という。）及び名古屋市（以下「丙」という。）は、甲乙丙が共同で実施する愛知・名古屋 2026 大会ボランティア採用イベントの会場利用に係る契約（以下「各契約」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

1 契約内容

以下の（１）～（３）の会場利用に係る契約及び（２）の会場清掃に係る契約

- 刈谷市産業振興センターあいおいホール（2025年4月15日～19日）
- 名古屋市中心企業振興会館第1・第2ファッショ展示場（2025年4月27日～29日、5月6日～8日）
- あいおいニッセイ同和損保新宿ビルホール（2025年5月9日～12日）

2 契約方式

- 前項の契約は甲及び各事業者（以下、総称して「丁」という。）によるものとする。
- 各契約の契約金額の負担割合は、甲が10分の9、乙が15分の1、丙が30分の1とし、1円未満の端数は甲が切り上げ、乙丙へそれぞれ請求する。乙丙への請求額のうち、1円未満の端数を乙丙ともに切り捨てることにより、契約額に満たない場合は、乙が切り上げ、丙が切り捨てるものとする。
- 各契約に関する丁の違約金、賠償金等は、前項記載の甲乙丙の負担割合に応じてそれぞれに支払われるものとする。丁への違約金、賠償金等についても、同様に支払うものとする。
- 各契約に基づく契約金額は、甲が丁から直接請求されるものとし、第2項に定める乙丙それぞれの負担額を甲から乙丙に請求するものとする。
- 各契約に関する丁との契約事務は甲が行うこととし、乙丙は甲の求めに対して速やかに契約の締結に必要な乙丙の情報を提供する。
- 丁との契約は、甲が別に定める契約規則により行うものとする。

3 協議

本協定書に関して疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙丙が、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲乙丙がそれぞれ1通を保有するものとする。

2025年 月 日

甲 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号
公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
代表者 事務総長 村手 聡

乙 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

丙 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

第4号議案 評議員会の開催について

第25回評議員会を、以下の開催方法及び議題により開催する。

第25回評議員会

(1) 開催方法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第22条第1項の規定（決議の省略等）に基づき、書面により評議員会を執り行う。

(2) 議題

第1号議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏名	所属名
山崎 りょうじ	愛知県市議会議長会会長 (知立市議会議長)

(参考：前任者)

氏名	所属名
伊藤 清一郎	愛知県市議会議長会会長 (知多市議会議長)

第2号議案 会計監査人の選任について

以下の者を会計監査人として選任する。

名称	あすの監査法人
----	---------

第3号議案 役員等旅費規程の一部改正について

役員等旅費規程の一部を、以下のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) <省略></p> <p>(5) 出張 役員等が<u>この法人の職務</u>のため旅行することをいう。</p> <p>(6) <u>旅行役務提供者</u> <u>旅行者</u>業者(旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において、「旅行者等」という。)であって、この法人と旅行役務提供契約(旅行者等がこの法人に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することに約し、かつ、この法人が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をい</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) <省略></p> <p>(5) 出張 役員等が職務のため<u>旅行し、又はこの法人が主催するイベントや会議など</u>に出席するため旅行することをいう。</p> <p>(新設)</p>

う。)を締結したものをいう。

(旅行命令等)

第4条 <省略>

2 <省略>

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合には、自ら又は旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、職務の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしな

(旅行命令等)

第4条 <省略>

2 <省略>

(新設)

(新設)

ければならない。

- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(削る)

(旅費の種類)

第5条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、実費額を支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額によ

<p>(旅費の計算)</p> <p>第6条 <省略></p> <p><u>2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第7条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者（第4条第1項第1号に規定する旅行命令により旅行を行う者に限る。）が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的</p>	<p><u>り支給する。</u></p> <p><u>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>9 旅行雑費は、外国へ出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第6条 <省略></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(旅行日数)</u></p> <p><u>第7条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。</u></p> <p>第7条の2 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者（第4条第1項第1号に規定する旅行命令により旅行を行う者に限る。）が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目</p>
--	---

地に至る旅費を支給することができる。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費の請求手続については、旅費規程第8条に準じて行う。

的地に至る旅費を支給する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、5日以内に、当該旅行について前項の規定により旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、15日以内に当該過払金を返納させなければならない。

第2章 旅費の種目及び内容
(旅費の種目)

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費、家族移転費用及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 旅客運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金

第2章 内国旅行の旅費
(新設)

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 役員等が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には前2号のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前3号のほか、座席指定料金

<p><u>(5) 特別車両料金</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、規則で定める等級の旅客運賃の額とする。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号に掲げる急行料金、同項第4号に掲げる座席指定料金及び同項第5号に掲げる特別車両料金は、規則で定める旅行については支給しない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、規則で定める旅行については、定額で支給する。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第11条 <u>船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相</u></p>	<p>2 <u>前項第2号に規定する急行料金及び同項第4号に規定する座席指定料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。ただし、県内旅行については次の各号の規定によらず、会長等以外の役員等には支給しない。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道80キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第10条 <u>船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金</u></p>
---	--

当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第4号に掲げる費用は、第1号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 旅客運賃（はしけ賃及び
棧橋賃を含む。次項において
同じ。）
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金

2 前項第1号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、規則で定める等級の旅客運賃の額とする。

(航空賃)

並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (4) 第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

<p>第 12 条 <u>航空賃については、旅費規程第 12 条を準用する。</u></p> <p>(その他の交通費)</p> <p>第 13 条 <u>その他の交通費については、旅費規程第 13 条を準用する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(宿泊費)</p> <p>第 14 条 <u>宿泊費については、旅費規程第 14 条を準用する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>第 11 条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p>(車賃)</p> <p>第 12 条 <u>車賃の額は、実費額による。</u></p> <p><u>(日 当)</u></p> <p>第 12 条の 2 <u>日当の額は、別表第 1 の定額による。</u></p> <p>(宿泊料)</p> <p>第 13 条 <u>宿泊料の額は、別表第 1 の定額による。</u></p> <p>2 <u>宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(食卓料)</u></p> <p>第 14 条 <u>食卓料の額は、別表第 1 の定額による。</u></p> <p>2 <u>食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(在勤地内等旅行の旅費)</p> <p>第 15 条 <u>在勤地市町村内又は</u></p>
---	--

	<p><u>その附近地の出張の旅費については、旅費規程第 16 条に準じて支給する。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第 15 条の 2 旅費規程第 16 条の 2 の規定は、在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。</u></p>
<p><u>(包括宿泊費)</u> <u>第 15 条 包括宿泊費については、旅費規程第 15 条を準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(宿泊手当)</u> <u>第 16 条 宿泊手当については、旅費規程第 16 条を準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(旅行雑費)</u> <u>第 17 条 旅行雑費については、旅費規程第 17 条を準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(転居費)</u> <u>第 18 条 転居費については、旅費規程第 18 条を準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(家族移転費)</u> <u>第 19 条 家族移転費については、旅費規程第 19 条を準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(死亡手当)</u> <u>第 20 条 死亡手当については、</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

旅費規程第 20 条を準用する。

(削る)

(削る)

第 3 章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第 16 条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、旅費規程第 19 条に準ずる。

(鉄道賃)

第 17 条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を 2 以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 職務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

2 前項の規定する鉄道賃は、鉄道 100 キロメートル以上の旅行の場合においてのみ支

(削る)

給することができる。

(船 賃)

第 18 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を 2 以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 会長等 最上級の運賃

イ 会長等以外の役員等
最上級の直近下位の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(4) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(削る)

2 前項に規定する船賃は、水路 50 キロメートル以上の旅行の場合においてのみ支給することができる。

(航空賃)

第 19 条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を 3 以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃を支給することができる。

ア 会長等については、最上級の運賃

イ 会長等以外の役員等については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を 2 階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(4) 職務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払っ

<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>た運賃</u></p> <p><u>(車賃)</u></p> <p><u>第 20 条 車賃の額は、旅費規程第 23 条に準ずる。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(日当、宿泊料及び食卓料)</u></p> <p><u>第 21 条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第 2 の定額による。</u></p> <p><u>2 第 18 条第 1 項第 4 号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第 2 の定額の 7/10 に相当する額による。</u></p> <p><u>2 食卓料の額は、別表第 2 の定額による。</u></p> <p><u>3 第 13 条の宿泊料及び第 14 条の食卓料の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(旅行雑費)</u></p> <p><u>第 22 条 旅行雑費の額は、旅費規程第 25 条に準ずる。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(同一地域内旅行の旅費)</u></p> <p><u>第 23 条 外国の同一地域内における旅行についての旅費は、旅費規程第 28 条に準ずる。</u></p>

<p>第3章 雑 則 <u>(退職者等の旅費)</u> 第 21 条 <u>退職者等の旅費について、旅費規程第 21 条を準用する。</u></p> <p><u>(遺族の旅費)</u> 第 22 条 <u>遺族の旅費については、旅費規程第 22 条を準用する。</u></p> <p><u>(証人等の旅費)</u> 第 23 条 <u>証人等の旅費については、旅費規程第 23 条を準用する。</u></p> <p><u>(外国在勤の役員等の旅費)</u> 第 24 条 <u>外国在勤の役員等の旅費については、旅費規程第 24 条を準用する。</u></p> <p><u>(旅費の支給額の上限)</u> 第 25 条 <u>旅費の支給額の上限については、旅費規程第 26 条を準用する。</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u> 第 26 条 <u>旅行命令権者は、旅行者がこの法人以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質</u></p>	<p>第4章 雑 則 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u> 第 24 条 <u>旅行命令権者は、旅行目的の性質、用務先の実情、その他特別の事情により、本規程による旅費の支給を妥当ではないと認めると</u></p>
---	--

上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの規程又は旅費に関する別の定めによる旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、会長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第 27 条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程又はこの規程に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(改 廃)

第 28 条 <省略>

きは、これを減額又は増額することができる。

(新設)

(改 廃)

第 25 条 <省略>

(委任)
第29条 <省略>

附 則
この規程は、令和7年4月1
日から施行する。

(削る)

(削る)

(委任)
第26条 <省略>

(新設)

別表第1 内国旅行の旅費（第
12条の2、第13条、第14条
関係）

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当	宿泊料	食卓料
	(一日 につき)	(一夜 につき)	(一夜 につき)
会長等	1,700 円	16,500 円	3,300 円
上記以外の役員等	1,500 円	14,800 円	3,000 円

別表第2 外国旅行の旅費（第
21条関係）

日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（一日につき）			
	指定 都市	甲 地方	乙 地方	丙 地方
会長等	10,500 円	8,700 円	7,000 円	6,300 円
上記以	8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円

外の役員等

宿泊料（一夜につき）

指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
32,200 円	26,800 円	21,500 円	19,300 円
25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円

食卓料

（一夜につき）

8,600
円

7,700
円

備考

- 1 指定都市とは、別に定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として別に定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で別に定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として別に定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で

別に定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

報告事項

報告事項 利益相反取引の報告について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 84 条の規定に基づき、第 34 回理事会第 2 号議案において承認を得たアジア・アジアパラ競技大会に係る債務負担行為事業の費用負担に関する協定の締結に関する利益相反取引について、同法第 197 条において準用する同法第 92 条に基づき、理事会に報告する。

(1) 契約内容

区 分	内 容
概要	開催都市との債務負担行為事業の費用負担を定めたもの
締結日	2024 年 9 月 27 日
相手方	愛知県及び名古屋市
理事会承認	第 34 回理事会 (2024 年 9 月 17 日決議)
承認時理事会からの 内容変更	なし

(2) 当事者 (締結時)

氏名	当法人役職	契約相手先役職
大村秀章	会長	愛知県知事
河村たかし	会長代行	名古屋市長

[参考]

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

第三節 機関

第四款 理事

（競業及び利益相反取引の制限）

第 84 条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）

第 92 条 理事会設置一般社団法人における第 84 条の規定の適用については、同条第 1 項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

- 2 理事会設置一般社団法人においては、第 84 条第 1 項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 197 条 前章第三節第四款（第 76 条、第 77 条第 1 項から第 3 項まで、第 81 条及び第 88 条第 2 項を除く。）、第五款（第 92 条第 1 項を除く。）、第六款（第 104 条第 2 項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。（以下略）